

議案第125号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「17,600人」を「16,850人」に改め、同項第2号中「6,150人」を「6,050人」に改め、同項第3号中「1,650人」を「1,600人」に改め、同条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するとともに、配偶者同行休業をしている職員を定数外とするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例（抄）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員（交通局及び水道局の職員を除く。）

17,600人（うち2,740人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に
16,850人

関する事務所の職員とする。）

(2) 交通局の職員

6,150人
6,050人

(3) 水道局の職員

1,650人
1,600人

(4)～(10) 省 略

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第3条第1号に規定する派遣職員は、これを定数外とする。

3 省 略